

(様式1)

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ課)

1	施設名	滋賀県立ライフル射撃場										
2	施設の概要	・敷地面積：15,060.00m ² ・建築面積：637.76m ² ・延床面積：806.27m ² ・施設構造：鉄骨造2階建										
		・施設内容：(所在地)大津市大石東町鉾峠 エアーライフル射撃場 16射座 ビームライフル射撃場 7射座 スモールボアライフル射撃場 26射座										
3	募集概要	募集方法	公募									
		募集要項配布期間	令和2年9月1日～令和2年10月2日									
		申請受付期間	令和2年9月1日～令和2年10月2日									
		指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)									
		管理業務内容	(1)ライフル射撃競技施設その他の施設および設備器具の提供 (2)ライフル射撃競技の普及振興を図るための各種の行事の実施 (3)その他射撃場の設置の目的を達成するために必要な業務									
	管理料参考額	0円(消費税および地方消費税を含む。)										
4	応募状況	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">申請者</th><th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th></tr><tr><th>所在地</th><th>名称</th></tr></thead><tbody><tr><td>滋賀県高島市安曇川町 青柳855-6</td><td>特定非営利活動法人滋賀県 ライフル射撃協会</td><td>—</td></tr></tbody></table>			申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県高島市安曇川町 青柳855-6	特定非営利活動法人滋賀県 ライフル射撃協会	—
		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
		所在地	名称									
滋賀県高島市安曇川町 青柳855-6	特定非営利活動法人滋賀県 ライフル射撃協会	—										
		合計1者										
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。									
		選定委員会委員(スポーツ部会) *部会長 (50音順、敬称略)	*豊田 則成(びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子(滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之(公認会計士) 松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二(滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)									
		審査基準	別紙参照									
		審査経過	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日)令和2年10月23日 (内容)申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定									

審査結果

指定管理者の候補者	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会																																										
評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">申請者</th> <th style="width: 12.5%;">選定基準1</th> <th style="width: 12.5%;">選定基準2</th> <th style="width: 12.5%;">選定基準3</th> <th style="width: 12.5%;">選定基準4</th> <th style="width: 12.5%;">選定基準5</th> <th style="width: 12.5%;">選定基準6</th> <th style="width: 12.5%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会</td> <td>22.4</td> <td>45.0</td> <td>47.8</td> <td>55.2</td> <td>13.2</td> <td>6.6</td> <td>190.2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (300点満点)</p> <p>○各委員の採点結果 (5名中5名出席)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">申請者</th> <th style="width: 12.5%;">A委員</th> <th style="width: 12.5%;">B委員</th> <th style="width: 12.5%;">C委員</th> <th style="width: 12.5%;">D委員</th> <th style="width: 12.5%;">E委員</th> <th style="width: 12.5%;">合計</th> <th style="width: 12.5%;">平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会</td> <td>187</td> <td>193</td> <td>199</td> <td>180</td> <td>192</td> <td>951</td> <td>190.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">申請者</th> <th style="width: 40%;">提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平利用の確保を図るとともに、競技会に必要な時間帯の開場など、サービスの向上に取り組むこととしている。</p> <p>また、管理運営の効率化に関する提案もあり審査基準を全て満たしていると判断されたため。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <p>(委員) コロナウイルスの感染に対する対策は。</p> <p>(申請者) 2週間施設を閉鎖し、開場後はアルコール消毒液の設置と検温を行っている。</p> <p>(委員) 銃を扱う施設だが、開館時に部外者が入ることへの安全管理対応は。</p> <p>(申請者) 事務所の前を通る必要があり、そこで対応している。</p> <p>以上の結果、特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>							申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	22.4	45.0	47.8	55.2	13.2	6.6	190.2	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	187	193	199	180	192	951	190.2	申請者	提示額	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	0円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計																																				
特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	22.4	45.0	47.8	55.2	13.2	6.6	190.2																																				
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																				
特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	187	193	199	180	192	951	190.2																																				
申請者	提示額																																										
特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	0円																																										

選定基準、審査項目および審査内容（ライフル射撃場）

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が 県民の公平な利用を確保 することができるものである こと。 (配点：30)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合致しているか。 (10)
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。 (10)
	公平利用の確保	一般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。 (10)
(2) 事業計画の内容が施設 の効用を最大限に発揮 させるものであること。 (配点：75)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。 (25)
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取組がなされ、収入増が図られているか。 (25)
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。 (25)
(3) 事業計画の内容が施設 の管理に係る経費の縮減 が図られるものであること。 (配点：75)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっているか。 (40)
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか。 (35)
(4) 事業計画に沿った管理 を安定して行う能力を有 すること。 (配点：90)	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。 (20)
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。 (20)
		十分な安全対策を講じているか。 (20)
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。） (5)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。 (20)
	業務実績	スポーツ施設（社会教育施設）またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。（5）
(5) 法令を遵守し、災害 その他緊急時の対応能力 を有すること。 (配点：20)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む） (10)
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。 (10)
(6) その他の基準 (配点：10)	県内における事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を積極的に展開しようとしているか。 (5)
	その他の取組	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図るための人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮がなされているか。 (5)